

第 84 回

愛知県消費生活審議会会議録

令和元年 10 月 31 日
於 愛知県議会議事堂 1 階ラウンジ

愛知県県民文化局県民生活部県民生活課

目 次

會議錄（要旨）	1
次 第	21
配付資料一覽	22

1 開 会

○事務局（県民生活課長）

ただいまから令和元年度第1回愛知県消費生活審議会を開催したいと存じます。

本県では「さわやかエコスタイルキャンペーン」中につき、軽装で失礼いたします。

それでは、開会にあたりまして、齋木県民文化局長からごあいさつを申し上げます。

2 あいさつ

○齋木県民文化局長

愛知県県民文化局長の齋木でございます。

本日は、お忙しい中、令和元年度第1回愛知県消費生活審議会に御出席をいただき、誠にありがとうございます。

また、委員の皆様方におかれましては、日頃から、本県消費者行政の推進に、格別の御理解と御協力を賜り、この場をお借りして厚く感謝を申し上げます。

さて、消費者を取り巻く環境は急速に変化しておりまして、生活の安全・安心を揺るがすような消費者被害は、跡を絶ちません。とりわけ、高度情報化や国際化の進展等によりまして、消費者被害が複雑・多様化するとともに、高齢者の消費者被害の深刻化など、消費者の安全・安心を脅かす様々な問題が起きております。

このため、本県では、平成27年3月に策定しました「あいち消費者安心プラン2019」に基づきまして、「県民が安心して、安全で豊かな消費生活を営むことができる社会の実現」を目指して、110項目にわたる様々な取組を、関係局が連携して進めているところでございます。

本日の審議会では、このプランの平成30年度の実施状況について、御説明をさせていただきますまして、皆様にその御確認と評価を行っていただくこととしております。

また、本プランは、策定から5年目を迎えておりまして、今年度が最終年度となっております。

現行計画期間内には、県内市町村の消費生活センター設置数が大幅に増加するなど、大きな成果が見られた一方で、高齢者等を消費者被害から守る仕組みづくりの拡充などについては、引き続き取り組むべき課題も残されているところでございます。

さらに、高度情報通信社会の進展に伴う新たな消費者問題や、成年年齢の引下げに伴う若者の消費者被害の防止、そして国連が採択いたしました「持続可能な開発目標SDGs」の達成に資する消費者施策の推進など、新しい課題への対応も求められて

おります。

このような状況の中で、昨年 11 月 12 日には、新たな課題に対応する「次期愛知県消費者行政推進計画のあり方」につきまして、知事から審議会に諮問をさせていただきました。

本日は、専門部会でおまとめいただきました中間報告につきまして、御審議をお願いするわけですが、これまで、専門部会の委員として、杉島部会長を始め、犬塚委員、磯貝委員、上野委員、嶋田委員、平野委員、真山委員の 7 名の委員の先生方と、2 名の専門委員の 9 名の委員の方々により、大変熱心に御審議をいただいたと伺っております。貴重な御意見を賜りましたことに、改めて御礼を申し上げます。

また、本審議会は、平成 27 年度から、消費者教育推進法第 20 条に基づく「消費者教育推進地域協議会」としても位置付けられておりますので、消費者教育・啓発事業の実施内容につきましても、御報告をさせていただきます。

委員の皆様方には、それぞれの御専門のお立場から御意見を賜り、活発な御審議をいただければと存じます。

最後になりますが、県といたしましては、今後とも、市町村や関係団体の皆様方と連携し、県民の皆様が、安全・安心な消費生活を営むことができるよう、消費者行政を積極的に推進してまいりたいと考えておりますので、引き続き、皆様方の御支援、御協力を申し上げまして、私からのあいさつとさせていただきます。

よろしく願いいたします。

○事務局（県民生活課長）

はじめに、委員の皆様につきましては、お手元の「愛知県消費生活審議会委員名簿」のとおりでございますが、前回の審議会より委員の交代がございましたので、御紹介をさせていただきます。

山本哲夫委員に代わり、御就任いただいております愛知県生活協同組合連合会会長理事の加藤昭夫委員です。

○加藤委員

よろしく願いいたします。

○事務局（県民生活課長）

また、佐古則男委員から、委員御辞退のお届けがございましたので、ここで御報告させていただきます。

続きまして、審議会の開催にあたりまして、定足数の確認をさせていただきます。

本日は、19名の委員のうち18名の御出席をいただき、過半数の方の御出席をいただいておりますことから、審議会規則第4条第3項に基づく定足数を満たしておりますことをここで御報告させていただきます。

愛知県消費生活審議会規則第4条によりますと、審議会の議長は会長が行うこととなっておりますので、以後の進行につきましては、柳原会長にお願いしたいと存じます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（柳原会長）

おはようございます。ただいま御紹介にあずかりました、会長の柳原でございます。

本日は、令和元年度第1回愛知県消費生活審議会に、御多忙の中、御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

さて、本日の審議会では、二つの議題を予定しております。初めに、「あいち消費者安心プラン2019の平成30年度の実施状況」につきまして、委員の皆様から御意見をいただくこととしております。

プランに掲げた施策を着実に推進するため、しっかりと確認・評価を行ってまいりたいと考えております。

次に二つ目の議題ですが、昨年11月の審議会において、知事から「次期愛知県消費者行政推進計画のあり方について」が諮問されました。このテーマを専門部会に付託し、これまで5回にわたり御審議をいただいております。

杉島部会長を始め、専門部会の委員の皆様と、本日この席にはお見えにならない専門委員の皆様の御尽力によりまして、本日の中間報告をおまとめいただいております。これまでの御尽力に対しまして、深く感謝を申し上げます。

本日は、専門部会における審議状況につきまして杉島部会長から御報告をいただき、委員の皆様から忌憚のない御意見を賜りたいと存じます。

本審議会ではこれまで、愛知県の消費者行政に対して様々な提言を行ってきたわけですが、国におきましても、地方の消費者行政の充実が重要な課題となっております。県民の安全で安心できる消費生活を確保していくために、将来を展望した

提言をしていきたいと思っております。

どうか、委員の皆様におかれましては、積極的な御発言をいただきますと同時に、私の開会のあいさつとさせていただきたいと思っております。本日はよろしく申し上げます。

3 議 事

(1) あいち消費者安心プラン 2019 の実施状況の確認・評価について

○議長（柳原会長）

それでは続きまして、私が議長を務めさせていただきまして、議事を進行させていきたいと思っております。

まず、愛知県消費生活審議会運営要領第5に基づく会議録の署名につきましては、加藤委員と嶋田委員にお願いしたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（柳原会長）

それでは、議事に入りたいと思っております。

議事（1）の「あいち消費者安心プラン 2019 の実施状況の確認・評価について」でございます。

平成30年度の実施状況につきまして、事務局から説明をいただき、その後に委員の皆様方から御意見をいただきたいと思っております。

なお、本プランは、消費者教育の推進に関する法律第10条に基づく、消費者教育推進計画を含んでおりますので、「主体性のある消費者の育成」の観点からの御意見もお願いいたします。

それでは、事務局から説明をお願いします。

○事務局（小野田主幹）

（資料1～3に基づき説明）

○議長（柳原会長）

ありがとうございました。平成30年度の実施状況につきまして御説明いただきました。それに関しまして、御評価をいただきたく存じます。いまの資料に基づく説明に関しまして、委員の方から御意見、あるいは御質問がございましたらお願いいたします。

○嶋田委員

瑞陵高校の嶋田でございます。質問を1件させていただきます。7ページの施策番号37、指導者向け消費者教育講座の受講者数ということですが、これは何を指しているのか教えてください。

○事務局（奥村主幹）

消費生活主幹の奥村でございます。指導者向け講座についてお答えをさせていただきます。まず、私どもが行っております消費者市民講座ですが、これは消費生活相談員等が、地域や学校に出向いて講座を行うものですが、その中で介護職員等見守り側の方や教員の方を対象に障害者向けとして実施しております。こちらが6回ほどございまして、178名の受講がございました。あとは、教育委員会にて実施していただいた講座で1,000人受講があったと報告をいただいております。

○嶋田委員

ありがとうございました。

○渡辺委員

愛知県商店街振興組合連合会の渡辺と申します。よろしく申し上げます。施策番号31番の、研究校を4校選定ということですがけれども、選定の内容は、どのような形で選んでいるのでしょうか。その研究の中身を教えてくださいましたら幸いです。

○事務局（奥村主幹）

まず、手続きとしては、県の教育委員会から御推薦いただくということになっておりまして、対象校は県立高校の中から科目をバランス良く選定をいただいております。社会科・家庭科・商業科から1校ずつ、そして昨年度からは、特別支援学校からも1校推薦をいただいて、指定をさせていただきます。教育の中身としては、学校が行う授業にミックスする形で、消費生活の専門家、例えば消費生活相談員や弁護士の先生を派遣しまして、専門講義を組み合わせて実施することにより、実践的な消費者教育を研究いただいている取組でございます。

○渡辺委員

ありがとうございました。

○犬塚委員

全国消費生活相談員協会の犬塚と申します。よろしくお願ひいたします。先ほどと同じ、消費者教育研究校の質問です。今年度、知立高校と加茂丘高校といった連続して選定されている学校がありますが、これについては、学校側の希望なのか、教育委員会側の推薦だったのか、それとも希望される学校がなかったからなのか、そういうところを教えていただければと思います。できればいろいろな学校が経験されるいいと思っていますので、御回答をお願いします。

○事務局（奥村主幹）

研究校については、これまでは、単年度という形で実施をさせていただいておりますが、前年度につきましては、学校側の強い希望がございまして、2か年取り組むことで、その成果を評価していきたいというようなこともございました。教育委員会とも協議の結果、初めての試みとして、やってみましょうということになりました。

○真山委員

半田市立乙川東小学校の真山と申します。6ページの施策番号32番です。小中高等学校における消費者教育の支援ということで、実績の中に、「ホームページあいち暮らしWEBを活用し、学校職員向け学習コンテンツを提供した」とあります。こちらについてですが、活用状況について把握していらっしゃいましたら教えてください。そして、このあいち暮らしWEBの学習コンテンツが活用されるように、どのようなPRというか、広報をされているのかについても併せて教えていただければと思います。

○事務局（奥村主幹）

ホームページにつきましては、なかなか利用状況の把握が難しいので、全体としてのアクセス数ですとか、ページごとのアクセス数、そういったものの統計はとっておりますが、それ以上の細かなところまではなかなか把握し切れていないというのが現状でございます。PRにつきましては、本日の参考資料にピンク色の冊子が入っていると思いますが、こちらはDVDの貸し出しの御案内になっておりまして、こういっ

た冊子を全ての学校様に配付させていただき折に、そのなかでWEBについても告知をしまして、PRさせていただいております。

○真山委員

ピンク色の冊子について、全ての学校にとおっしゃいましたが、小中高等学校全ての学校に、これは配付されていますか。

○事務局（奥村主幹）

全ての学校に配らせていただいております。

○真山委員

ありがとうございます。

○議長（柳原会長）

御意見、御質問はございませんでしょうか。

○犬塚委員

1 ページの2番の専門分野チームの設置で、「特商法、情報通信、消費者教育の3分野で研究会を各4回12回実施」と書いてあります。その次2ページ7番「消費生活相談員等研修の充実・強化」について、全体研修会において専門分野チームフィードバック研修の実施とあります。お願いになりますが、情報通信と特商法でフィードバックの研修が行われていたと思いますが、成年年齢引下げのこともありますし、消費者教育のフィードバックについても同様に実施していただければと思います。

○事務局（奥村主幹）

御要望に応えられるように検討して参りたいと思います。

○作田委員

愛知県生活学校運動推進協議会の作田と申します。よろしく申し上げます。10ページのごみ減量化対策について、一つ御質問で、一つお願いです。まず、ごみの分別についてですが、私が住んでいる刈谷市におきましては、分別するのに、燃えるごみの

袋と、プラスチックごみの袋と、もう一つ紙容器の袋と、色別にあります。愛知県の場合、プラスチックごみは分別されて、少し前は分別したものをそのまま持って行くとお金がもらえるくらいでした。最近は処理するのにお金がかかるとお伺いしたんですけれども果たしてどうなのか、というのが一つの質問です。

お願いは、CO₂削減にもつながると思うのですが、ごみの分別を徹底することで、資源ごみに回るものは資源ごみに回して、分別を推進していかなければならないのではないかと思います。それにはやはり、県民の皆さん一人一人の行動が必要だと思います。先ほど言いましたように、市町村によってそれぞれ収集の仕方は違うと思いますが、ごみ袋だけでも、たぶんプラスチックごみと燃えるごみの袋はどこの市町村も使っているかと思います。紙容器の収集、包装紙やお菓子のパッケージ等、そういった紙だけでも、燃えるごみとは分別して回収したら、少しはCO₂の削減につながると思いまして、お願いしたいと思います。

○事務局（小野田主幹）

施策番号 66 番のごみ減量化対策の取組ですが、担当している環境局に伝えまして、後日お答えさせていただきたいと思います。また、御要望につきましても、お伝えさせていただきたいと思います。

○作田委員

追加してよろしいでしょうか。各市町村で袋の購入をしたいと思います。結構、値段にバラつきがございます。市の境のところだと、それぞれの市町村でプラスチックごみとか燃えるごみの袋の値段が違うので、高いごみ袋を使っている所の方が、境界をまたいで他市にごみを捨てにいらっしゃるのです。そのあたりのバラツキも、できれば県の方からなるべく均一化されるようお願いしていただけるとありがたいです。

○事務局（小野田主幹）

先ほどの御意見と合わせて担当局に伝えさせていただき、後日結果をお答えさせていただきます。

○嶋田委員

瑞陵高校の嶋田でございます。今日の資料の中で、明日行われる、消費者教育推進

フォーラムのパネルディスカッションのところでは、先ほどの研究指定校の教員がパネリストとして取組を発表し、学校にも取組を還元していくという狙いで実施いただいております。私も明日参加させていただく予定で、楽しみにしています。今年度、県民生活課にて消費者教育コーディネーターを配置していただきまして、その方をお願いすると、生徒の状況に合わせた講師等を派遣していただいたり、本校も先日、定時制課程で講座をしていただき非常に好評でした。わかりやすくお話しいただいて、非常にありがたく思っております。取組は進んでいると実感はしているのですが、よりこれから推進していくための御質問として、このフォーラムの取組というのは、9ページの施策番号 59 番「消費者市民講座」というところに入ってくるのでしょうか。

そして、どの施策に入ってくるかということと、これは一般の方・消費者・行政の方・教員、様々な方が参加されるフォーラムだと思うのですが、昨年度は確か、高校の教員は 20 名くらいだったと聞いております。30 年度の評価とは離れて申し訳ないのですが、今年度どれくらい希望が出ているか教えていただきたいと思っております。

○事務局（奥村主幹）

フォーラムにつきましては、6 ページの 32 番の施策に入っております。小・中・高等学校における消費者教育支援に位置づけております。今年度の応募状況については、全体で 100 名弱の方に来ていただく予定になっておりまして、学校等の担当教員の方は 40 名弱応募していただきました。どうもありがとうございます。

○嶋田委員

今年度は倍増したということで、校長会等で知らせて、来年度以降もより参加できるように努力して参りますので、引き続き開催をお願いします。

○議長（柳原会長）

ありがとうございました。委員の先生方から様々な御意見、また将来の施策に係ります方向性につきまして御示唆を賜りました。厚く御礼申し上げます。委員の方の御意見も踏まえた上で、本議題でございます、平成 30 年度におけます実施状況につきまして、「各施策について順調に実施されている」ということで、当審議会としてお認めするというところでよろしいでしょうか。

(異議なし)

ありがとうございます。そうしましたら、そのように確認・評価させていただくこととしたいと思います。

(2) 「次期愛知県消費者行政推進計画のあり方について」の専門部会における中間報告について

○議長（柳原会長）

それでは、次の議事に入らせていただきます。

専門部会に付託しました「次期愛知県消費者行政推進計画のあり方について」、中間報告が取りまとめられておりますので、専門部会長から御報告をいただき、その後に委員の皆様方から御意見をいただきたいと思います。

それでは、杉島部会長、よろしく願いいたします。

○杉島部会長

(資料4、5に基づき説明)

○議長（柳原会長）

ありがとうございました。大変多くの内容をコンパクトにお話しただけなものと思います。

ただいまの御報告につきまして、委員の方から、御意見、御質問がございましたらお願いいたします。

○加藤委員

愛知県生活協同組合連合会の加藤といいます。新人のためわからないところがあって、考え方だけ教えて欲しいのですが、率直に言いまして、大変わかりやすくまとめておられて大変ありがたいです。正直に言うと、資料1のところは、わからないところが多かったのですが、これはよくわかりました。

一点、このエシカル消費について質問したいのですが、SDGsの中で、時にエシカル消費だとかロスの問題だとか書いてあって、24ページでしょうか、最終的にやはりエシカル消費だけに目標が絞られている感じがしました。ロスだとか消費の問題と

して、マイクロプラスチックだとか、いろいろな環境の問題があると思いますが、大きく言ってSDGsの中で、ここではどういう観点を対象としているのでしょうか。消費なので、ロスもリサイクルも関係ないと、エシカル消費だけだという概念をもってやっておられるのかを、教えてください。

もう一点は、先ほどの資料1で不思議ではしかなかったのですが、特に31ページの取組5でしょうか、悪質業者の関係なのですが、これはやはりきちんと進めなければならないと思いますが、資料1では、これはBとかCが多い。資料1の説明だと、なぜCなのか、なぜBなのか、という理由がなかったものですからわかりづらいのですが、たぶん困難な問題があつてBやCになったと想像しています。取組5に対して、いまの状況のままで、そのままやっていくということにちょっと危惧を感じたのですが、それについて愛知県の皆様も含めて、どのように考えておられるのでしょうか。

この2点について、整理をさせていただきたいと思います。

○議長（柳原会長）

ありがとうございました。御質問が2点、まとめられていたかと思います。まず一点目が、エシカル消費という言葉で、SDGsのところがまとめられているということ。それは、どういう背景でまとめられているかということだと思います。

それから2点目が、前の議題の方でも取り上げられていた、評価がCであるという評価がつきながら、ここでの取りまとめのところが、これまでの取組を継続する形になっているということだと思います。まず、1点目につきまして、委員の方から、あるいは事務局の方からお願いいたします。

○事務局（小野田主幹）

まず一つ目の御質問ですけれども、目標2の取組7の記載が、全てSDGsに関連しております。

○加藤委員

何ページですか。

○事務局（小野田主幹）

46 ページ以降です。取組 7 は「公正かつ持続可能な社会の実現に向けた支援」について記載しており、SDGs に関連した内容となっております。このうち（1）ではエシカル消費を取り上げておりますが、それだけではなく、48 ページの（2）以降には環境学習や食品ロスについての記載がございます。（1）と（2）を合わせた記載の中に、SDGs への対応が含まれております。

○加藤委員

ロスの問題だとかマイクロプラスチックだとかの問題は、あまり言葉に出す必要がないという概念ですか。

○事務局（小野田主幹）

48 ページの一番下に、食品ロス削減に関して記載しております。

○加藤委員

わかりました。2 つだけでやっていくという、そういう概念でしょうか。

○事務局（小野田主幹）

（1）と（2）の中に多様な施策が記載されていますので、それらの施策によって対応していくという形になっております。

○加藤委員

愛知県として、マイクロプラスチックだとかいろいろな課題があると思います。地球的というか日本的というかよくわかりませんが、それに対してあまり言葉に出す必要は感じられないということでしょうか。

○事務局（県民生活課長）

愛知県としては、持続可能な社会づくりに向けた、消費の分野に限ったエシカル消費、この取組を、エシカル消費という概念すらまだ認知度がないものですから、この概念を広く県民の皆様に普及していきたい。そこからまずスタートしていきたいと、それがまず一つでございます。

それからもう一つは、消費者行政の計画でございますので、それに関連して、食品ロスの問題ですとか、それから環境、リサイクルの問題ですとか、そういったものも含めまして、それはエシカル消費とはまた別の概念で、(2)で紹介しているものです。

48 ページのところ、ユネスコスクールの取組であったり、環境教育や食品ロスについて記載しており、個別のマイクロプラスチック等、そういったことは個別には書きませんが、そういったことを含めて、消費者教育をしっかりとやっていくものとしてここで捉えております。

○事務局（小野田主幹）

もう一点御質問いただいたCの評価を受けた取組ですが、資料1の3ページ、施策番号13番の見守り活動拡大がCになっております。見守りネットワークについては、2年前まで設置数がゼロだったのですが、昨年度に7つ、今年度2つできて、着実に進んではおりますが、まだまだこれからという状況です。これに対する対応として、中間報告30ページ、目標1の取組4に「見守りネットワークの拡大」という項目を設け、ネットワークの概念図も記載し、更に力を入れて取り組んでいくという内容を記載しております。

○加藤委員

率直に、課題があって達成できなかったというのであれば、教えていただいて、それを正していくというのが正しいと思うのですが、そのあたりはいかがでしょうか。

○事務局（小野田主幹）

この制度自体が、消費者安全法の改正でできた新しい制度で、なかなかすぐに増やすことはできなかったのですが、次の計画においても課題として引き続いてやっていくということで、記載してございます。

○加藤委員

失礼なことを申し上げますが、目標が高すぎたという理解でいいのでしょうか。

○事務局（小野田主幹）

中にはそういうものもあるかもしれませんが、見守りネットワークについては、国においても更に増やしていく目標になっておりますので、目標は高いのですが、それに向けて次の計画でもやっていきたいというところでございます。

○加藤委員

わかりました。

○荒尾委員

弁護士の荒尾と申します。見守りネットワークに関連しますけれども、消費者被害に遭われる高齢者の中で、御家族がいらっしゃるとか、支援者がいらっしゃる方は、まだいいのです。問題なのは独居あるいは支援者がいらっしゃらない方の被害があった場合に、私どもとしては、後見申し立てとか、可能ならばやるのですが、愛知県も含めて全国的に、市町村長申立の手続きが、非常に煩瑣で非常に時間がかかる。その結果、できた時には業者が逃げたり、あるいはお亡くなりになったり、解決ができないということが結構あります。市町村長申立をもう少し迅速にできるようにするには、県がやらざるを得ないかと思えます。県の申立というのは、制度上ありませんから、市町村に対して、この見守りネットワークで問題が発生して誰も手続きをとれないときにはどうすべきかということ、県主導で今後やっていただけないかというのが、一つの要望なのですが、そのあたりはいかがでしょうか。

○事務局（小野田主幹）

どこまでできるか研究させていただきたいと思いますが、要望として、承りたいと思います。

○荒尾委員

進めていただきたいという要望として、お話しさせていただきました。

○議長（柳原会長）

その他、御質問・御意見ございませんでしょうか。

○宮木委員

成年年齢引き下げの被害防止啓発を通して、消費者教育コーディネーターの配置というのがとても重要だというのが今のお話を聞いてわかったのですが、コーディネーターは、具体的にはどのような立場の人が担当されるのか知りたいと思って質問させていただきました。それが県の職員なのか、もしくは相談員の立場の方がコーディネーターの役をやられるのか、もしくはその他の形の方がコーディネーターという形で学校とつながるのか、ということをお聞きしたいです。

○事務局（奥村主幹）

コーディネーターにつきましては、今年度4月から、教員OBの方を非常勤職員という形で雇用しまして、現在、愛知県消費生活総合センターの中で勤務をいただいているところでございます。やはり、学校現場と講師の方との調整・マッチング等を業務としておりますので、家庭科や社会科などの教員経験者の方が適任だと考えております。

○宮木委員

それが継続的に続いていくことを目標とするのですが、それを同じような感じで高齢者に向かって、そういう形の仕組みというのはあるのでしょうか。

○事務局（奥村主幹）

まずコーディネーターにつきましては、できる限り国に要望しまして、これからどんどん高校での実践的な授業を展開していく必要がありますので、継続的に取り組んでいけるように考えていきたいと思っております。

それから高齢者につきましても、例えば老人クラブ等の地域で行う出前講座につきましてもコーディネーターの業務の中に入っておりますので、自ら行う場合であったり、講師の方と現場との調整を行うということ、高齢者に向けた消費者教育にもしっかりと取り組んでいけると考えております。

○宮木委員

確認ですけれども、教員OBの方が、コーディネーターとなって、高齢者も行っていているということですか。

○事務局（奥村主幹）

はい、そのような認識で結構です。

○吉田委員

消費者協会の吉田と申します。よろしくお願ひいたします。55 ページの消費者団体・事業者団体との連携・協働ですけれども、今までのお話の中で、地域の見守りネットワーク等々あると思いますが、実際に私ども消費者協会ですと、高齢者もおりまして、地域で活動しているものですから、「隣のお友達がこうだったよ」ということでいろいろな情報を流して、大騒ぎにならなかったという事例もございます。そういったこともあわせまして、いまここに記されております消費者団体・事業者団体との連携・協働というのは、県は実際的にはどのようなことを想定して考えていらっしゃるのでしょうか。

○事務局（奥村主幹）

消費者団体の皆様には、それぞれの地域に根ざして活動いただいているところでございまして、消費者教育の啓発・展開においても、大変重要な役割を担っていただいていると考えております。そうした取組がしやすいような環境作り、例えば県や市町村が行う消費者フェア等への参加や学習機会の提供など、皆様が活躍できるような、そういった機会をなるべく多く提供していけるような形で市町村とも連携しながら取り組んでいければと考えております。

○吉田委員

小さな消費者団体もございますので、ぜひそこまで情報とか支援が行くようお願いしたいと思います。

○犬塚委員

全国消費生活相談員協会の犬塚でございます。2点お伺ひします。1点目が、40 ページにあります、成年年齢引下げのところ、社会への扉を活用した授業の高校での実施というところがありますが、その中で2020年度までに全ての県立高校・特別支援学校において実施するとなっております。ここで私は勝手に継続して実施すると考えて

いたのですが、例えばこれは2020年度で終わりなのか、それとも継続なのか。こういう実施状況を見て20年度で1年実施したらもう終わり、翌年度から評価せずとなってしまうのか、継続して実施していくのでしょうか。もちろん継続して実施していただけたこととと思っていましたが、その再確認をしたいと思います。

もう一点ですが、46ページの取組7の公正かつ持続可能な社会の実現に向けた支援についてです。この47ページのエシカル消費につながる身近な行動事例というのが枠で囲ってありますが、この中の一番下のところが、「人や社会、環境に配慮した製品を始め、消費者の意見を活かした商品の提供など、消費者を重視した事業活動」ということが挙げられており、これは、消費者庁が言う消費者志向経営のことを指していると思います。消費者志向経営の推進についても、言葉として新しい言葉ですので、施策例の中に入れるといいかなと専門部会でも申し上げたのですが、先ほど加藤委員もそういう言葉があるといいという御発言がありましたが、そのように思いました。

○事務局（奥村主幹）

まず一点目の、社会への扉を活用した実践的な授業でございますが、後でまた御説明をする資料の中にも出てきますが、当然継続的にこうした取組が消費者庁においても想定されていますので、県としてもしっかりと取り組んで参りたいと考えております。

それから46ページの、先ほど言われました消費者志向経営につきましては、はっきりとここには文字としては表現させていただいてはおりませんが、まさに一番下のポツのところに書かれているものが、消費者志向経営につながる事業者の取組ということですので、県としてはそういった事業者の事業活動を応援するという意味で、いくつかの施策の中で触れながら、しっかりと情報発信していきたいと思っております。

○犬塚委員

エシカル消費というと、フェアトレードと思われる人も多いかと思いますが、エシカル消費とはフェアトレードだけではなく、いろいろなものがあるのだと広く県民に伝わるといいと思います。

○議長（柳原会長）

ありがとうございました。よろしいでしょうか。

これまでたくさんの御意見をいただきましたが、最後の犬塚委員の御意見、そしてそれをそこで触れられました加藤委員の御意見で、消費に関わる環境への影響、私どもの世界では外部性と申し上げていますが、その件につきましては、目標2の取組7の(2)の方で、この取りまとめとしては扱っていると。つまり、取組7というものが、エシカル消費という購入行為ということは、エシカル消費という考え方で、消費者には賢い消費をしていただくということ。それがインプットで、逆にその消費をした後どうするのか、あるいは消費によってどういうことになるのかということが、(2)のところでも包括的に議論されているのではないかと私は解釈させていただきました。また最後に触れられました犬塚委員の、エシカル消費というものが非常に広い概念であるということもあり、これからもこれは情報発信が必要なのだと理解しております。

そのようなところもございしますが、概ね本件「次期愛知県消費者行政推進計画のあり方について」の専門部会からの中間報告につきましては、こちらのものとして、当審議会の答申として知事へ提出させていただきたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

（異議なし）

どうもありがとうございます。

それでは、専門部会の審議結果を、愛知県消費生活審議会の答申として知事へ提出させていただきたいと思っております。

11月中に、会長代理である杉島専門部会長にも御同席をお願いし、私の方から知事へお渡ししたいと考えております。御了承いただきますよう、よろしく願いいたします。

4 報告

(1) 平成30年度の消費生活相談の概要について

(2) 令和元年度愛知県消費者教育推進地域協議会における報告について

○議長（柳原会長）

それでは、続きまして、報告に移りたいと思っております。

「平成30年度の消費生活相談の概要」及び「令和元年度愛知県消費者教育推進地域協議会における報告について」でございます。

当審議会は、消費者教育の推進に関する法律第20条に基づく、消費者教育推進地域協議会としても位置付けられておりますので、関連事業等につきまして、事務局から報告を受けたいと思います。それではよろしくお願いいたします。

○事務局（奥村主幹）

（資料6、7に基づき説明）

○議長（柳原会長）

ありがとうございました。ただいまの説明に関しまして、御意見・御質問はございますか。

（質問なし）

○議長（柳原会長）

それでは、御質問・御意見ございませんようですので、これにて終了させていただきたいと思っております。

委員の皆様におかれましては、長時間にわたり御審議をいただき、誠にありがとうございました。それでは進行を事務局にお返しします。

5 閉会

○事務局（県民生活課長）

どうもありがとうございました。

委員の皆様方には、審議会の答申を取りまとめていただき、また、数多くの貴重な御意見、御教示をいただきまして、厚くお礼を申し上げます。

先ほど柳原会長からお話がありましてとおり、11月中に知事へ答申をお渡しいただくわけですが、同日付で記者クラブの方へ発表させていただく予定でございます。

委員の皆様にも後日、答申書を送付させていただきますので、よろしく申し上げます。これをもちまして、令和元年度第1回愛知県消費生活審議会を終了させてい

ただきます。

本日は、誠にありがとうございました。

令和元年度第1回 愛知県消費生活審議会次第

日 時 令和元年10月31日(木)

午前10時から正午まで

場 所 愛知県議会議事堂 ラウンジ

1 開 会

2 あいさつ

3 議 事

- (1) あいち消費者安心プラン2019の実施状況の確認・評価について
- (2) 「次期愛知県消費者行政推進計画のあり方について」の専門部会における中間報告について

4 報 告

- (1) 平成30年度の消費生活相談の概要について
- (2) 令和元年度愛知県消費者教育推進地域協議会における報告について

5 閉 会

令和元年度第1回愛知県消費生活審議会配付資料一覧

- ・ 次第
- ・ 配席図
- ・ 委員名簿

- 【資料1】 あいち消費者安心プラン 2019 平成30年度施策実施状況
- 【資料2】 あいち消費者安心プラン 2019 数値目標等 《平成30年度実績》
- 【資料3】 「地方消費者行政強化作戦」及び本県の対応状況
- 【資料4】 次期愛知県消費者行政推進計画のあり方について（中間報告）の概要
- 【資料5】 次期愛知県消費者行政推進計画のあり方について（中間報告）
- 【資料6】 愛知県の消費生活相談の概要について
- 【資料7】 令和元年度の消費者教育・啓発事業実施状況について
- 【資料8】 愛知県消費生活審議会規則
- 【資料9】 愛知県消費者教育推進地域協議会設置要綱

【参考資料】

- ・ あいち消費者安心プラン 2019 冊子、リーフレット
- ・ 愛知県消費生活総合センター、
愛知県県民相談・情報センター&県民相談室 案内リーフレット
- ・ あいち暮らしっく No.135（2019年5月発行）
- ・ あいち暮らしっく No.136（2019年7月発行）
- ・ あいち暮らしっく No.137（2019年8月発行）
- ・ あいち暮らしっく No.138（2019年10月発行）
- ・ 消費者教育推進ガイド
- ・ 令和元年度 消費者教育推進フォーラム
- ・ 消費者教育・啓発用映像教材の御案内 2019